

請求の範囲

- [請求項1] 重量平均分子量が4 5 0 0～5 0 0 0 0であるフラバン-3-オール重合体を有効成分として含む、腸管バリア機能改善用組成物。
- [請求項2] 前記フラバン-3-オール重合体は、重量平均分子量が4 5 0 0～2 0 0 0 0である請求項1に記載の腸管バリア機能改善用組成物。
- [請求項3] 前記フラバン-3-オール重合体は、重量平均分子量が9 0 0 0～1 6 0 0 0である請求項1又は2に記載の腸管バリア機能改善用組成物。
- [請求項4] 前記フラバン-3-オール重合体は、ブドウ果実、ブドウ種皮及びブドウ種子からなる群より選択される1以上のブドウ由来の原料に含まれるものである請求項1～3のいずれか一項に記載の腸管バリア機能改善用組成物。
- [請求項5] 経口用組成物である請求項1～4のいずれか一項に記載の腸管バリア機能改善用組成物。
- [請求項6] 前記経口用組成物が、飲食品、医薬品又は医薬部外品である請求項5に記載の腸管バリア機能改善用組成物。
- [請求項7] 腸管バリア機能を改善することにより、整腸のために使用される請求項1～6のいずれか一項に記載の腸管バリア機能改善用組成物。
- [請求項8] 腸管バリア機能を改善することにより、腹部不快感を予防又は改善するために使用される請求項1～7のいずれか一項に記載の腸管バリア機能改善用組成物。
- [請求項9] 整腸作用を有する旨の表示を付した、請求項1～8のいずれか一項に記載の腸管バリア機能改善用組成物。
- [請求項10] 重量平均分子量が4 5 0 0～5 0 0 0 0であるフラバン-3-オール重合体を対象に投与する、腸管バリア機能改善方法。
- [請求項11] 重量平均分子量が4 5 0 0～5 0 0 0 0であるフラバン-3-オール重合体の、腸管バリア機能改善のための使用。